

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 6月28日
【会社名】	ソーシャルワイヤー株式会社
【英訳名】	SOCIALWIRE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 峰之
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋一丁目 1 - 13 アーバンネット内幸町ビル 3階
【電話番号】	03-5363-4872（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 松浦 貴昭
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋一丁目 1 - 13 アーバンネット内幸町ビル 3階
【電話番号】	03-5363-4872（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 松浦 貴昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,325,062,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月27日開催の当社定時株主総会において、2024年4月25日提出に係る普通株式の発行等が承認可決されたこと、2024年6月28日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を提出したこと、2024年6月27日付で^{有価証券報告書}（第18期（自2023年4月1日至2024年3月31日））を提出したこと及び^{割当予定先}である株式会社ジーニーが2024年6月28日付で^{有価証券報告書}（第14期（自2023年4月1日至2024年3月31日））を提出したことに伴い、2024年4月25日付で提出いたしました^{有価証券届出書}（その後の訂正届出書も含まれます。）の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正し、「第三部 追完情報」に当該臨時報告書の内容を追加するため、^{有価証券届出書の訂正届出書}を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (2) 手取金の使途
 - () 資金調達の目的及び理由

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項
 - (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容
- 6 大規模な第三者割当増資の必要性
 - (4) 企業行動規範上の手続きに関する事項

第三部 追完情報

- 1 事業等のリスクについて
- 2 臨時報告書の提出
- 3 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	5,736,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

- （注）1．上記普通株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）は、2024年6月27日開催予定の第18回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において本第三者割当増資についての議案の承認が得られることを条件として、2024年4月25日開催の取締役会にて決議しております。
- 2．当社と割当予定先の株式会社ジーニー（以下、「ジーニー」又は「割当予定先」といいます。）は、2024年4月25日付で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。
- 3．振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	5,736,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

- （注）1．上記普通株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）は、2024年4月25日開催の取締役会にて決議し、2024年6月27日開催の第18回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において本第三者割当増資についての議案の承認を得ております。
- 2．当社と割当予定先の株式会社ジーニー（以下、「ジーニー」又は「割当予定先」といいます。）は、2024年4月25日付で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。
- 3．振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

4【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

()資金調達の目的及び理由

(訂正前)

(中略)

(3)役員等の派遣

当社とジーニーは、本資本業務提携契約において、本第三者割当増資の払込完了を効力発生条件として、ジーニーが当社取締役員数の過半数の取締役候補者及び補欠取締役候補者(以下、割当予定先が当社の取締役として指名した者を「本割当予定先指名取締役」といいます。)を指名する権利を有すること、並びに本定時株主総会において、取締役5名及び補欠取締役1名の本割当予定先指名取締役を取締役候補者とする議案を本定時株主総会に上程し、可決に向けた協力をを行うことに合意しています。本定時株主総会における上程内容が承認された場合、ジーニーより派遣される役員は5名(その他補欠取締役1名)となり、当社取締役総数(9名)の過半数となる見込みです。なお、ジーニーによる本割当予定先指名取締役の指名権は、本第三者割当増資の払込完了を効力発生条件としております。よって、ジーニーによる本第三者割当増資の払込がなされない場合は、本割当予定先指名取締役の選任は無効とするものとします。

(中略)

(訂正後)

(中略)

(3)役員等の派遣

当社とジーニーは、本資本業務提携契約において、本第三者割当増資の払込完了を効力発生条件として、ジーニーが当社取締役員数の過半数の取締役候補者及び補欠取締役候補者(以下、割当予定先が当社の取締役として指名した者を「本割当予定先指名取締役」といいます。)を指名する権利を有すること、並びに本定時株主総会において、取締役5名及び補欠取締役1名の本割当予定先指名取締役を取締役候補者とする議案を本定時株主総会に上程し、可決に向けた協力をを行うことに合意しています。本定時株主総会における上程内容は承認されましたので、ジーニーより派遣される役員は5名(その他補欠取締役1名)となり、当社取締役総数(9名)の過半数となる見込みです。なお、ジーニーによる本割当予定先指名取締役の指名権は、本第三者割当増資の払込完了を効力発生条件としております。よって、ジーニーによる本第三者割当増資の払込がなされない場合は、本割当予定先指名取締役の選任は無効とするものとします。

(中略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(訂正前)

a.	割当予定先の概要	名称	株式会社ジーニー
		本店の所在地	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
		直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第13期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月30日 関東財務局長に提出
			(四半期報告書) 事業年度 第14期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月10日 関東財務局長に提出
事業年度 第14期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月9日 関東財務局長に提出 事業年度 第14期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月13日 関東財務局長に提出			
b.	提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません
		人事関係	該当事項はありません
		資金関係	該当事項はありません
		技術関係	該当事項はありません
		取引関係	該当事項はありません

(中略)

(訂正後)

a.	割当予定先の概要	名称	株式会社ジーニー
		本店の所在地	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
		直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第14期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月28日 関東財務局長に提出
b.	提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません
		人事関係	該当事項はありません
		資金関係	該当事項はありません
		技術関係	該当事項はありません
		取引関係	該当事項はありません

(中略)

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

当社グループは、割当予定先との協議を経て、本第三者割当増資により発行する本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、本新株式の発行価額を1株231円といたしました。

上記発行価額については割当予定先との間で協議を行い、当社が2023年3月期連結累計期間において、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、自己資本比率が2022年3月期の21.0%から、2023年3月期は4.2%と大きく毀損していること、2024年3月期第2四半期連結累計期間において債務超過となったこと、その後、2024年3月期第3四半期連結累計期間においては、債務超過は解消されたものの、自己資本比率は6.4%と依然として低調であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものの、継続企業の前提に関する重要事象等が発生していることが織り込まれております。

当社としましては割当予定先に対し上記状況下ではあるものの、発行価格については、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する方針」に定めるディスカウント率10%を考慮のうえ、直前営業日、1か月平均、3か月平均、6か月平均のいずれからもディスカウント率10%以内とすることを求めましたが、現状の当社の財務状況や本第三者割当増資による希薄化の影響等を考慮すると、割当予定先のリスク判断としてはいずれの数値からもディスカウント率10%以内とする株価での株式引受は困難であり、本第三者割当増資に関する取締役会決議(以下、「本取締役会決議」といいます。)の直前営業日までの直前6か月間(2023年10月25日から2024年4月24日)の当社普通株式の終値の平均257円(円未満四捨五入)に対して10%ディスカウントをした231円(円未満四捨五入)にて本新株式を引き受けることが条件となる旨の意向を受けました。

そこで、当社内において割当予定先が提示する引受条件について検討を行ったところ、当社の財務状況や現時点において当該引受条件と同等又はそれ以上に有利な条件にて本新株式を引き受ける候補は見つかる可能性が低いこと、また、当該株式は2024年1月4日安値235円から1月12日高値384円へ上昇するなど業績とは無関係に短期的に大きく株価が変動する傾向にあり、一時点での株価が当社の本源的な価値を必ずしも表しているとも言えず、長期間の平均株価を基準として採用することにも合理性があると考えられることから、6か月平均を基準とした発行価格231円にて本新株式を割当予定先に引き受けていただくことは合理的であるものと判断いたしました。以上の経緯から、本新株式の発行価格について、当社の検討内容と割当予定先との引受条件が合致したことにより、231円に決定いたしました。このように、本第三者割当増資におきましては、当社の置かれた事業環境及び財務状況を鑑み、本第三者割当増資の目的等を総合的に勘案した上で、割当予定先から提示のあった引受条件が合理的であるか否かを検討し、発行価格を決定しております。その後も割当予定先との間で複数回にわたり協議を重ねた結果、当社取締役会といたしましても、現在の当社の状況を考慮すると、本第三者割当増資に伴う資金調達(以下、「本資金調達」といいます。)と同等以上のスピード感を持って本資金調達と同等以上の金額を他の方法により調達することは事実上困難であり、現時点において当該条件において速やかに本資金調達を実行することは必要かつ適切であると判断いたしました。

なお、本発行価格231円は、本取締役会決議日の前営業日である2024年4月24日における当社株式の終値256円に対してディスカウント率は9.77%(小数第3位を四捨五入。ディスカウント率の計算において以下同様。)、同直前1か月(2024年3月25日から2024年4月24日)における当社株式の終値の平均256円(円未満四捨五入)に対してディスカウント率は9.77%、同直前3か月間(2024年1月25日から2024年4月24日)における当社株式の終値の平均262円(円未満四捨五入)に対してディスカウント率は11.83%となります。

かかる本新株式の発行価格は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当する恐れがあると考えられることから、本定時株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを本新株式の発行の条件としております。

(中略)

（訂正後）

当社グループは、割当予定先との協議を経て、本第三者割当増資により発行する本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、本新株式の発行価額を1株231円といたしました。

上記発行価額については割当予定先との間で協議を行い、当社が2023年3月期連結累計期間において、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、自己資本比率が2022年3月期の21.0%から、2023年3月期は4.2%と大きく毀損していること、2024年3月期第2四半期連結累計期間において債務超過となったこと、その後、2024年3月期第3四半期連結累計期間においては、債務超過は解消されたものの、自己資本比率は6.4%と依然として低調であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものの、継続企業の前提に関する重要事象等が発生していることが織り込まれております。

当社としましては割当予定先に対し上記状況下ではあるものの、発行価格については、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する方針」に定めるディスカウント率10%を考慮のうえ、直前営業日、1か月平均、3か月平均、6か月平均のいずれからもディスカウント率10%以内とすることを求めましたが、現状の当社の財務状況や本第三者割当増資による希薄化の影響等を考慮すると、割当予定先のリスク判断としてはいずれの数値からもディスカウント率10%以内とする株価での株式引受は困難であり、本第三者割当増資に関する取締役会決議（以下、「本取締役会決議」といいます。）の直前営業日までの直前6か月間（2023年10月25日から2024年4月24日）の当社普通株式の終値の平均257円（円未満四捨五入）に対して10%ディスカウントをした231円（円未満四捨五入）にて本新株式を引き受けることが条件となる旨の意向を受けました。

そこで、当社内において割当予定先が提示する引受条件について検討を行ったところ、当社の財務状況や現時点において当該引受条件と同等又はそれ以上に有利な条件にて本新株式を引き受ける候補先は見つかる可能性が低いこと、また、当該株は2024年1月4日安値235円から1月12日高値384円へ上昇するなど業績とは無関係に短期的に大きく株価が変動する傾向にあり、一時点での株価が当社の本源的な価値を必ずしも表しているとも言えず、長期間の平均株価を基準として採用することにも合理性があると考えられることから、6か月平均を基準とした発行価格231円にて本新株式を割当予定先に引き受けていただくことは合理的であるものと判断いたしました。以上の経緯から、本新株式の発行価格について、当社の検討内容と割当予定先との引受条件が合致したことにより、231円に決定いたしました。このように、本第三者割当増資におきましては、当社の置かれた事業環境及び財務状況を鑑み、本第三者割当増資の目的等を総合的に勘案した上で、割当予定先から提示のあった引受条件が合理的であるか否かを検討し、発行価格を決定しております。その後も割当予定先との間で複数回にわたり協議を重ねた結果、当社取締役会といたしましても、現在の当社の状況を考慮すると、本第三者割当増資に伴う資金調達（以下、「本資金調達」といいます。）と同等以上のスピード感を持って本資金調達と同等以上の金額を他の方法により調達することは事実上困難であり、現時点において当該条件において速やかに本資金調達を実行することは必要かつ適切であると判断いたしました。

なお、本発行価格231円は、本取締役会決議日の前営業日である2024年4月24日における当社株式の終値256円に対してディスカウント率は9.77%（小数第3位を四捨五入。ディスカウント率の計算において以下同様。）、同直前1か月（2024年3月25日から2024年4月24日）における当社株式の終値の平均256円（円未満四捨五入）に対してディスカウント率は9.77%、同直前3か月間（2024年1月25日から2024年4月24日）における当社株式の終値の平均262円（円未満四捨五入）に対してディスカウント率は11.83%となります。

かかる本新株式の発行価格は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当する恐れがあると考えられることから、本定時株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得ております。

（中略）

6【大規模な第三者割当増資の必要性】

(4) 企業行動規範上の手続きに関する事項

(訂正前)

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となる見込みであり、その場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める「第三者割当に係る遵守事項」が適用され、同条項第1号の「経営者から一定程度独立したものによる当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は第2号の「当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認」のいずれかを行う必要があります。つきましては、2024年6月27日開催予定の本定時株主総会に付議する第三者割当増資の発行に関する議案の中で、本資金調達必要性及び相当性につきご説明した上で、株主の皆様意思確認をさせていただくことといたします。

(訂正後)

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となる見込みであり、その場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める「第三者割当に係る遵守事項」が適用され、同条項第1号の「経営者から一定程度独立したものによる当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は第2号の「当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認」のいずれかを行う必要があります。なお、2024年6月27日開催の本定時株主総会にて、本資金調達必要性及び相当性につきご説明した上で、株主の皆様意思確認をさせていただき、本定時株主総会の特別決議にて株主の皆様承認を得ております。

第三部【追完情報】

(訂正前)

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第17期事業年度、提出日2023年6月30日)及び四半期報告書(第18期第3四半期、提出日2024年2月9日)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月30日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月30日)までの間において、以下の臨時報告書を 2023年6月30日、2024年4月5日、2023年4月23日、2024年5月30日に関東財務局長に提出しております。

2023年6月30日提出の臨時報告書

1. 提出理由

2023年6月29日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 新設分割計画承認の件

2023年9月1日を効力発生日(予定)として、当社の国内シェアオフィスサービスのうち、横浜拠点にかかるものを除く国内9拠点に係る事業を、当社が新たに設立するCROSSCOOP株式会社に承継させる新設分割を実施するものであります。

第2号議案 株式譲渡契約承認の件

2023年9月1日を効力発生日(予定)として、当社が新たに設立するCROSSCOOP株式会社の株式の全てを、ヒューリック株式会社に譲渡するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

矢田峰之、庄子素史、藤原直美、大野誠一、白川久美及び山浦正彦の6名を取締役に選任するもの
 あります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、樋口節夫を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並び
 に当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	38,062	491	-	(注)1	可決 98.71
第2号議案	38,020	533	-	(注)1	可決 98.60
第3号議案					
矢田 峰之	37,956	597	-	(注)2	可決 98.43
庄子 素史	37,919	634	-	(注)2	可決 98.34
藤原 直美	37,831	722	-	(注)2	可決 98.11
大野 誠一	37,940	613	-	(注)2	可決 98.39
白川 久美	37,942	611	-	(注)2	可決 98.39
山浦 正彦	37,922	631	-	(注)2	可決 98.34
第4号議案	37,981	572	-	(注)2	可決 98.50

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

2024年4月5日提出の臨時報告書

1. 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みでありますため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2024年3月29日

(2) 当該事象の内容

デジタルPR事業における一部事業においては、収益性において回復の遅れがでていところもあり、今後の事業環境等を踏まえ、将来の回収可能性を判断した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産の一部を減損損失として、特別損失に計上する見込みとなります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年3月期通期連結決算において、特別損失50百万円を計上する見込みがあります。なお、損益に与える影響額は現時点の計算値であり、今後の決算手続きにより変動する可能性があります。今後、開示の必要がある事象が発生した場合は、速やかに開示いたします。

2024年4月23日提出の臨時報告書

1. 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : CROSSCOOP INDIA PRIVATE LIMITED

住所 : 3rd Floor NO.9-A DLF Cyber City Phase-III Gurgaon Haryana INDIA #122002

代表者の氏名 : 代表取締役社長 (Director) 庄子 素史

資本金 : Rs 64,700,000

事業の内容 : シェアオフィス事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 5,810,060個

異動後 : - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 89.8%

異動後 : - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当該特定子会社の清算に伴い、当社の子会社に該当しないため

異動の年月日

2024年3月20日

2024年5月30日提出の臨時報告書

1. 提出理由

当社は、2024年5月30日開催の監査役会において、会計監査人の異動を行うことについて決議し、同日開催の臨時取締役会において、同年6月27日開催予定の第18回定時株主総会において「会計監査人選任の件」を付議することを決議しましたので、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人アヴァンティア

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該異動の年月日

2024年6月27日（第18回定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2015年9月4日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2024年6月27日開催予定の第18回定時株主総会の終結の時をもって任期満了になります。今般、有限責任監査法人トーマツより、監査法人を取り巻く環境変化を背景に監査工数の増加が見込まれるため、監査報酬の改定の可能性がある旨の申し出がありました。当社においては、収益改善に

取り組んでいる状況にあることに加え、株式会社ジーニーとの資本業務提携契約を締結したことを契機とし、監査役会において、候補者を含む複数の監査法人を対象とした、当社の規模に適した監査対応、品質管理体制並びに監査費用の相当性を検討しました。その結果、監査法人アヴァンティアが当社の新たな会計監査人として適任と判断いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

3 最近の業績の概要について

2024年5月13日に開示いたしました、2024年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載されている連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)の連結財務諸表は、以下のとおりです。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(以下省略)

(訂正後)

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第18期事業年度、提出日2024年6月27日)(以下、「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年6月28日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年6月28日)までの間において、以下の臨時報告書を 2024年6月28日に関東財務局長に提出しております。

2024年6月28日提出の臨時報告書

1. 提出理由

2024年6月27日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件

第2号議案「資本業務提携に伴う取締役5名の選任及び補欠取締役1名選任の件」が原案どおり承認されることを停止条件として、株式会社ジーニーを割当先とした普通株式を発行するものであります。

第2号議案 資本業務提携に伴う取締役5名の選任及び補欠取締役1名選任の件

第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認されること及び本第三者割当増資の払込みがなされることを停止条件として、工藤智昭氏、水野敦紹氏、中村利之氏、菊川淳氏、原愛永氏の5名が取締役に新たに選任され、鈴木基文氏を補欠取締役として新たに選任するものであります。

第3号議案 監査役1名の選任及び補欠取締役1名選任の件

監査役として平山剛氏を、補欠監査役として小林宏至氏を選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として監査法人アヴァンティアを選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	38,522	635	-	（注）1	可決 98.37
第2号議案					
工藤 智昭	38,491	667	-	（注）2	可決 98.29
水野 敦紹	38,492	666	-	（注）2	可決 98.29
中村 利之	38,491	667	-	（注）2	可決 98.29
菊川 淳	38,482	676	-	（注）2	可決 98.27
原 愛永	38,515	643	-	（注）2	可決 98.35
鈴木 基文	38,490	668	-	（注）2	可決 98.29
第3号議案					
平山 剛	38,611	546	-	（注）2	可決 98.60
小林 宏至	38,619	538	-		可決 98.62
第4号議案	38,651	507	-	（注）3	可決 98.70

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上

「3 最近の業績の概要について」の全文を削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第3四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月27日

ソーシャルワイヤー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 太 洋

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソーシャルワイヤー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーシャルワイヤー株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

インフルエンサーPRサービスに係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は当連結会計期間において国内シェアオフィス事業から撤退し、コア事業であるデジタルPR事業に注力し収益の改善及び財務の健全化に取り組んでいる。</p> <p>【注記事項】（収益認識関係）に記載のとおり、当連結会計年度において、デジタルPR事業の売上高は2,531,281千円となり、このうちインフルエンサーPRサービスに係る売上高は602,707千円であり、連結損益計算書に計上されている売上高23.8%を占めている。</p> <p>当該インフルエンサーPRサービスでは、Instagram（インスタグラム）を中心としたインフルエンサーに企業の商品やコンテンツを利用してもらい、そのプロセスや体験を投稿してもらおうSNSの広告手法（インフルエンサーマーケティング）により、ソーシャルメディアを通じたマーケティング活動の支援サービスを行っている。</p> <p>インフルエンサーによる発信はソーシャルメディア上で行われるため、当該発信の事実を自社システムで把握することはできないという特徴を有している。そのため、会社は発信の事実を確かめるための内部統制を構築しているが、各々のインフルエンサーによる投稿の事実を確かめる作業がシステム化されていないことから、投稿の事実及び時期に基づいて計上されるインフルエンサーPRサービス売上高を誤るリスクが存在する。</p> <p>以上より、当監査法人は、金額的に重要性が高く、また、計上時期を含め事実に基づかない売上が計上されるリスクが存在することから、インフルエンサーPRサービスに関する売上高の発生及び期間帰属の適切性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、インフルエンサーPRサービスに係る売上高の発生及び期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価 売上高の発生及び期間帰属に関する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特にインフルエンサーによる投稿の事実及び時期に関する根拠資料のチェックと承認に関する統制に焦点を当てた。</p> <p>（２）売上高の発生及び期間帰属の適切性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結会計年度に売上計上された取引のうち、取引金額や粗利率に異常が見受けられる取引を特定し、事業部担当者に対する質問を実施し取引の背景及び異常が見受けられる要因を把握した。 ・該当取引を対象として顧客からの発注請書により、受注の事実、投稿内容との整合性を確かめた。 ・該当取引を対象としてインフルエンサーによる投稿の事実及び時期について、インフルエンサーによる報告記録を閲覧することにより確かめた。 ・上記で選定されていない取引を母集団としてサンプリングを行い、抽出された取引に対して発注請書、インフルエンサーによる報告記録等との照合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ソーシャルワイヤー株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ソーシャルワイヤー株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

ソーシャルワイヤー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 太 洋

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソーシャルワイヤー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーシャルワイヤー株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

インフルエンサーPRサービスに係る収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「インフルエンサーPRサービスに係る収益認識」と同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。